安曇野市空き家バンク実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内の空き家に関する情報を提供することで市内への移住定住促進と地域の活性化を図ることを目的として、安曇野市空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　空き家バンク　空き家バンク利用者に対し、所有者等からの申込みを受けた空き家バンク仲介事業者が掲載した空き家の情報を空き家バンクサイトを通じて提供する制度をいう。

(２)　空き家　現に使用していない又は近く使用しなくなる予定である市内に存在する住宅（共同住宅、長屋及び分譲目的として建築された新築の住宅を除く。）、店舗及び事務所をいう。

(３)　所有者等　空き家の所有権その他の権利により当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。

(４)　空き家バンク仲介事業者　第９条第２項の規定による登録の通知を受けた市内の宅地建物取引業を営む事業者をいう。

(５)　空き家バンク利用者　市内への定住又は定期的に滞在すること等を目的として、空き家バンクの利用を希望する者をいう。

(６)　空き家バンクサイト　安曇野暮らし支援協議会ホームページにおいて空き家の情報の提供を目的に市が設置したサイトをいう。

（適用上の注意）

第３条　空き家バンクは、空き家の情報を提供する制度であり、何ら空き家に関する通常の取引を妨げるものではない。

２　市は、空き家バンクを介した空き家の売買又は賃貸借に関する交渉及び契約、並びにこれらに関するトラブルについては、一切関与しないものとする。

（空き家バンクへの登録申込み等）

第４条　所有者等は、空き家を空き家バンクに登録するときは、空き家バンク物件登録カード（様式第１号）により空き家バンク仲介事業者に直接申し込むものとする。

２　前項の申込みを受けた空き家バンク仲介事業者は、所有者等の立ち会いのもと、当該空き家について空き家バンクへの登録が適当であるかの確認を行い、適当であると判断したときは、所有者等と媒介契約を締結するものとする。

３　前項の規定により媒介契約を締結した空き家バンク仲介事業者は、第１項の規定により提出された空き家バンク物件登録カードに必要事項を記入し、市長に写しを送付するとともに空き家バンクサイトに掲載するものとする。

４　市長は、空き家バンクへの登録が適当でないと認めたときは、当該空き家を登録した空き家バンク仲介事業者に対し、修正を求めることができる。

　（空き家バンク登録の取消）

第５条　空き家バンク仲介事業者は、次のいずれかに該当するときは、空き家の登録を取り消すものとする。

(１)　申込み内容に虚偽があったとき

(２)　媒介契約が更新されなかったとき

(３)　所有者等から空き家バンクへの登録について、取消しの申出があったとき

(４)　市長から空き家バンクへの登録について、取消しの申出があったとき

(５)　第12条第２項の報告書が提出されたとき

(６)　その他空き家バンク仲介事業者が登録を取り消すことが適当と認めたとき

（空き家バンク登録事項の変更）

第６条　所有者等は、空き家バンクに登録された事項に変更があったときは、空き家バンク仲介事業者に報告しなければならない。

（情報提供及び利用登録）

第７条　空き家バンク利用者は、空き家バンクから情報提供を受けようとするときは、空き家バンクサイト内において利用者登録をしなければならない。

２　市長は、前項の利用者登録があったときは、ＩＤ番号及びパスワードを前項の登録者に交付するものとする。

３　市長は、空き家バンク利用者の情報について本人の同意があったときは、移住定住促進事業に活用できるものとする。

４　空き家バンク利用者は、空き家バンクの利用が必要なくなったときは、登録を取り消すことができるものとする。

　（空き家バンク仲介事業者の資格）

第８条　空き家バンク仲介事業者の登録を希望する不動産取引業者（以下「登録希望業者」という。）は、次の条件を全て満たす者とする。

(１)　安曇野市内に宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に規定する本店又は支店を有する者

(２)　宅地建物取引業法第３条に規定する免許を有する者

(３)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号及び第６号に規定する暴力団及び暴力団員でない者

(４)　空き家バンクサイトに空き家情報を掲載できる者

(５)　所有者等又は空き家バンク利用者から申込み等があったときは、速やかに対応できる者

(６)　首都圏等において開催する移住セミナー又は現地体験会に協力できる者

(７)　市税を滞納していない者

(８)　宅地建物取引士賠償責任保険に加入している者

　（空き家バンク仲介事業者の登録）

第９条　登録希望業者は、空き家バンク仲介事業者登録申込書（様式第２号）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の申込みがあった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、空き家バンク仲介事業者登録証（様式第３号）を前項の申込者に対して通知するものとする。

　（空き家バンク仲介事業者の取消し）

第10条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク仲介事業者の登録を取り消すことができる。

(１)　申込み内容に虚偽があったとき

(２)　空き家バンク仲介事業者から取消しの申出があったとき

(３)　その他市長が登録を取り消すことが適当と認めたとき

２　市長は、前項の規定により空き家バンク仲介事業者の登録を取り消したときは、空き家バンク仲介事業者登録取消し通知書（様式第４号）により、空き家バンク仲介事業者に通知するものとする。

（空き家バンク仲介事業者の登録の変更）

第11条　空き家バンク仲介事業者は、第９条の申込み内容に変更があったときは、市長に報告しなければならない。

（交渉の申込み等）

第12条　空き家バンク利用者は、空き家バンクサイトに掲載された空き家について交渉を希望するときは、当該空き家を掲載した空き家バンク仲介事業者に直接申し込むものとする。

２　前項の申込みを受けた空き家バンク仲介事業者は、空き家バンク利用者に対して誠意をもって対応するとともに、契約が締結されたときは、速やかに市長に契約締結報告書（様式第５号）を提出するものとする。

　（個人情報の取扱い）

第13条　空き家バンク仲介事業者は、空き家バンクにおける個人情報については、宅地建物取引業法第45条の規定を遵守するものとする。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、空き家バンクについて必要な事項は、市長が別に定める。

　　附　則

　この告示は、平成29年３月22日から施行する。